

随意契約理由書

工事名称：止水弁取付工事(深日 1311 北側)

本工事は、泉南郡岬町深日 1311 付近において発見された漏水の修理を目的に、その北側に不断水止水弁を設置するもの。

記

泉南郡岬町深日 1311 付近において漏水が発見されたことに伴い、漏水箇所の両側を止水する必要性が生じた。しかしながら、当該箇所の北側においては、操作が可能な止水弁がないことから、不断水止水弁を設置するものである。

なお、当該漏水箇所は昼夜を問わず車通りの多い府道内であり、漏水を放置すると、道路の陥没や、接する河川の護岸の崩落につながる可能性があるため、早急に止水する必要がある。そこで、取り急ぎ近隣の業者に確認したところ、緊急での対応が可能だとの回答があったことから、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の規定に基づき、当該業者と随意契約を締結することとする。

随意契約理由書

工事名称：公共下水道汚水管理設工事（23-3）に伴う水道付帯工事

本工事は、泉南郡岬町深日地内において岬町が発注する公共下水道管理設工事（23-3）に伴い支障となる上水道管の移設工事を行うにあたり、実施協定に含まれない内容について、下記の理由により別途、随意契約により新規工事を発注するもの。

記

本実施協定は、上記の岬町の下水道部局発注工事内において、支障となる上水道管を移設するためのものである。

協定締結時の計画では、仮設管の設置に伴い、既設仕切弁を使用することとしていたが、現地調査の結果、対象となる仕切弁が開閉出来ない状況であることが判明し、水道の仮設管への切替えが出来ない状況となった。

については、隣接箇所に新たに仕切弁の設置が必要となり、岬町と協定第4条の規定に基づき、変更内容の協議を実施したところ、既設仕切弁が開閉できない状況については水道の維持管理上の問題であることから、既設の仕切弁の機能を補完するべく設置しようとする新設仕切弁（不断水バルブ）の設置工事費については下水道部発注工事において負担するものではないとの回答であった。

今後の維持管理上、既設仕切弁の失われた機能を補完するために新たな仕切弁を設置する必要があることから、下水に起因する支障移転工事とは別に新規工事として発注するものである。

なお、工事の実施にあたっては、下水道工事が中断することで付近の住民の生活に重大な支障が生じることから、見積書を取る暇がなく、緊急で工事を実施する必要がある。については、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定に基づき随意契約を締結することとし、また、現場が輻輳することによるトラブルや事故を未然に防ぐ必要があるため、下水道部局発注の工事の請負業者と随意契約する。